

(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業所について

事業者名称	株式会社 福祉ケアサービス
代表者氏名	代表取締役 阿部 孝治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	宮城県仙台市若林区土樋 104 (連絡先) 022-217-3115
法人設立年月日	令和3年1月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	太陽の郷愛島ショートステイ
介護保険指定事業所番号	0470701517
事業所所在地 連絡先	宮城県名取市愛島郷2丁目11-3 TEL 022-797-3661 FAX 022-796-8875
管理者	菅野 聡
利用定員	20人定員 2ユニット (10人/ユニット)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社福祉ケアサービスが開設する太陽の郷愛島ショートステイ事業所が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、居宅要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく日常生活上の介護等を行うことにより、ご契約者の心身の機能維持、並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスの提供を行う。

(3) 事業所の職員体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	(兼務)
1.管理者		1			(生活相談員)
2.医師				1	
3.生活相談員		2			(管理者・介護職員)
4.看護職員	3				
5.介護職員	5	1	4		(生活相談員)
6.機能訓練指導員	1				
7.栄養士		1			

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) サービスの概要

① 食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練は専門家の指導の下、職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 短期入所生活介護の利用料

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（料金表参照）とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険の給付対象とならない以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

① 居住費（光熱費相当）

ご利用者の滞在に要する費用(光熱水費相当)

料金：1日あたり 2,050 円

② 食費（食材料及び調理にかかる費用相当）

ご利用者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当。

料金：1日あたり 1,700 円（朝 400 円、昼 700 円、夕 600 円）

但し、入退所日及び外出等により 1 日 3 食を摂られない場合は、1 食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

居住費及び食費について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

第 4 段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

※負担限度額認定を受けていても事業所に提示がない場合は適用されませんので、認定を受けられた方は必ず事業所に介護保険負担限度額認定証を提示してください。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加いただくことができます。

④ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10 円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥ 理美容

理容師・美容師の出張による理美容サービス（調髪、顔剃り、パーマ、毛染め）をご利用いただけます。

※ご利用者の希望により、出張サービスの手配をいたします。

(3) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日以降に利用者あてにお届け（郵送）します。

- ② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (イ) 事業者指定口座への振り込み
- (ロ) 利用者指定口座からの自動振替
- (ハ) 現金

振り込み・自動振替にてお支払いの場合は、払込明細書をもって領収書と代えさせていただきます。領収書が必要な場合には、お申し出いただければ発行させていただきます（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

※振り込みの場合、手数料はご利用者負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は 変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

4 身体拘束について

(1) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、①～③の条件すべてに当てはまるときには利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(2) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定します。
虐待防止に関する担当者（管理者：菅野聡）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をします。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

6 衛生管理等

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 個人情報の保護について

(1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 居宅介護支援事業者等との連携

短期入所生活介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

12 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。(災害対策に関する担当者防火管理者：渡部千秋)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期（毎年2回 10月・5月）

13 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）。

【事業者の窓口】 苦情受付担当者（管理者） 菅野 聡 苦情解決責任者（統括責任者） 渡部 千秋	電話番号：022-797-3661 FAX 番号：022-796-8875 受付時間：8：30～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 仙台市健康福祉局介護事業支援課 名取市介護長寿課長寿健康係 岩沼市健康福祉部介護福祉課	電話番号：022-214-8192 電話番号：022-724-7111 電話番号：0223-24-3016
【指定権者の窓口】 宮城県国民健康保険団体連合会	電話番号：022-222-7700 受付時間：9：00～16：00
【公的団体の窓口】 宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会	電話番号：022-716-9674 受付時間：9：00～17：00

重要事項説明の年月日

契約の説明年月日	令和 8年 3月 4日
説明者 役職・氏名	管理者 ・ 菅野 聡

指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所在地 宮城県仙台市若林区土樋 104

事業者名 株式会社 福祉ケアサービス

代表者氏名 代表取締役 阿部 孝治 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 (_____)

太陽の郷愛島ショートステイ料金表

【単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）】

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	561円	1,122円	1,683円
要支援2	681円	1,362円	2,043円

【単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）】

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	746円	1,492円	2,238円
要介護2	815円	1,630円	2,445円
要介護3	891円	1,782円	2,673円
要介護4	959円	1,918円	2,877円
要介護5	1,028円	2,056円	3,084円

【加算】

種 別	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算Ⅰ	4円	8円	12円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	12円	18円
送迎加算（片道）	184円	368円	552円
機能訓練体制加算	12円	24円	36円
個別機能訓練加算	56円	112円	168円
緊急短期入所受入加算	90円	180円	270円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%		

※送迎加算・個別機能訓練加算は実施した場合に加算されます。

※要支援者には看護体制加算Ⅰ・緊急短期入所受入加算は適用されません。

【その他費用】

種 別	料 金	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費	2,050円	880円	880円	1,370円	1,370円
食事代	1,700円 (内訳) 朝食：400円 昼食：700円 夕食：600円	300円	600円	1,000円	1,300円

※負担限度額認定を受けていても事業所に提示がない場合は適用されませんので、認定を受けられた方は必ず事業所に介護保険負担限度額認定証を提示してください。